

奈半利町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

高 知 県 奈 半 利 町
(令和5年9月一部変更)

奈半利町過疎地域持続的発展市町村計画

I	基本的な事項	1
1	町の概況	1
	(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
	(2) 過疎の状況	1
	(3) 社会経済的発展の方向の概要	1
2	人口及び産業の推移と動向	2
	(1) 人口の動向	2
	(2) 産業の推移と動向	3
3	行財政の状況	3
	(1) 行財政の現況と動向	3
4	地域の持続的発展の基本方針	5
5	地域の持続的発展のための基本目標	5
6	計画の達成状況の評価に関する事項	6
7	計画期間	6
8	公共施設等総合管理計画との整合	6
	(1) 奈半利町公共施設等総合管理計画より	6
	(2) 公共施設等総合管理計画との適合	6
II	実施すべき事業	7
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	7

(1) 現況と問題点	7
(2) その対策	7
(3) 計画	8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	8
2 産業の振興	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画	11
(4) 産業振興促進事項	12
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 地域における情報化	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	14
4 交通施設の整備、交通手段の確保	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

5	生活環境の整備	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	21
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	22
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
7	医療の確保	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	計画	25
8	教育の振興	26
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	26
(3)	計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	28

9	集落の整備	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	計画	29
10	地域文化の振興等	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	計画	30
11	再生可能エネルギーの利用の促進	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	31
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	32

I 基本的な事項

1 町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア. 自然的条件

本町は、高知県の東部に位置し、高知市から東へ約60kmの地点にあり、南は太平洋、西は奈半利川、東と北は野根山の支脈を通じ、田野町、室戸市、北川村に接し、面積28.36 k m²の町で、林野面積が76%を占め、耕地は9%となっている。

耕地は、奈半利川流域の沖積層で形成された平野部が大半で、山間部の耕地面積は少ない。

気候は、高温多湿で降雪を見ることはなく年間平均気温は約17度、降雨量は2,000mm前後であり、夏秋季には台風、集中豪雨に見舞われることが多く、道路や河川、農作物や家屋等の被害が発生する。

イ. 歴史的条件

藩政時代から奥地の魚梁瀬より搬出される木材の拠出地となり、又、土佐から阿波へと通じる陸上の主要交通路である野根山街道の登り口として、陸上、海上の交通拠点として栄えてきた。

村制施行は、明治22年（1889年）4月1日で、町制施行は、大正5年（1916年）5月1日となっている。

ウ. 社会的条件

本町は、これまで国の出先機関や諸施設が集まり、中芸地区の中心的な役割を果たしてきたが、国の合理化の影響で、デッカ局（船舶の測位のための電波塔施設）や営林署の事業所が廃止された後は、経済活動の低迷、人口流出、雇用の縮小が進み、益々厳しい状況となっている。

エ. 経済的条件

本町の経済基盤である農林漁業については、農業資材の高騰や、沿岸漁業の構造的な不振、不況による製材業の廃業等、基幹産業の低迷が続いており、商業、サービス業等の産業も脆弱なため、雇用も少なく経済基盤の強化が必要な状況である。

(2) 過疎の状況

本町の人口は、昭和35年には6,914人であったが減少を続け、平成27年には3,326人と51.9%の減となっている。

人口の減少に伴い核家族化が進み、一世帯当たりの世帯人員は、昭和35年の4.0人から平成27年では2.3人となっている。

また、高齢化が進み65歳以上の占める人口割合は、昭和35年の7.2%から平成27年には42.9%となり、15歳から29歳までの若年者比率は8.5%となっている。

過疎対策事業を町の重点施策の一つにあげ、基盤整備と住民福祉の向上に精力的に取り組んできたが、今まで以上に定住対策、生活基盤の整備はもとより、町の持続的発展に向けての取組みを本計画の中で対応していきたい。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

本町は、自然的条件を利用して、農業、林業、漁業等が営まれてきたが、一次産業をとりまく産業構造の変化や、社会資本整備の進歩等により生活構造が変化し、住民の社会生活や経済活動も大きく変化してきている。

このような状況の中で、豊富な海・山の地域資源を活用した産業を育成し、就労機会の増大と所得を確保するとともに、移住・定住、地域間交流等を促進し、活力あるまちの形成を図る必要がある。

県においても、高知県産業振興計画等により、安芸広域市町村を圏域とした地域の特性を活かした地域づくりを目指しており、周辺の市町村とも多方面にわたる連携の強化が必要となっている。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の動向

本町の人口は、昭和35年の6,914人であったが減少し続け、平成27年には3,326人となり、今後も減少することが予測されている。その上、出生児の減少や働き手である若者層の減少など人口構成にも変化がみられる。

男女の比率は、男46.6%、女53.4%で大きな差はないが、結婚年齢が高く未婚者も男女とも増加している。

また、高齢者比率は42.9%と高く、今後も少子高齢化が続くことが予測され、地域社会をどう維持していくかが大きな課題である。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査) 単位：人、%

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,914	5,008	△27.6	4,527	△9.6	3,727	△17.7	3,326	△10.8
0歳～14歳	2,151	999	△53.6	734	△26.5	392	△46.6	310	△20.9
15歳～64歳	4,268	3,243	△24.0	2,763	△14.8	1,994	△27.8	1,584	△20.6
うち15歳～29歳 (a)	1,593	893	△43.9	559	△37.4	398	△28.8	282	△29.1
65歳以上 (b)	495	766	54.7	1,030	34.5	1,341	30.2	1,427	6.4
(a)／総数 若年者比率	23.0	17.8	－	12.3	－	10.7	－	8.5	－
(b)／総数 高齢者比率	7.2	15.3	－	22.8	－	36.0	－	42.9	－

※平成27年総数が各人口合計と一致しないのは年齢不詳(5人)があったため。

表1-1 (1) ② 人口の推移(住民基本台帳) 単位：人、%

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	4,190	－	3,992	－	△4.7	3,698	－	△7.4
男	1,931	46.1	1,835	46.0	△5.0	1,686	45.6	△8.1
女	2,259	53.9	2,157	54.0	△4.5	2,012	54.4	△6.7

区 分	平成27年3月31日			平成31年3月31日			令和2年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	3,441	－	△6.9	3,180	－	△7.6	3,105	－	△2.4
男	1,589	46.2	△5.8	1,481	46.6	△6.8	1,448	46.6	△2.2
女	1,852	53.8	△8.0	1,699	53.4	△8.3	1,657	53.4	△2.5

表1-1(2) 人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所ホームページ) 単位:人

区分	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
0～14歳	310	285	256	214	176	145	121
15～64歳	1,585	1,367	1,188	1,041	950	824	694
65歳以上	1,431	1,381	1,310	1,229	1,106	1,010	932
総計	3,326	3,033	2,754	2,484	2,232	1,979	1,747

(2) 産業の推移と動向

本町の就業者数は、表1-1(3)のとおりで、第三次産業の比率が高い。

本町の主産業である農林漁業は減少傾向にあり、その大きな要因としては、従事者の高齢化、後継者不足が顕著である。

交通網の整備により通勤時間が短縮され、町外へ転出することなく本町在住のままでも、安芸市、高知市等遠路地への就労も可能となっている。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査) 単位:人、%

区分		昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		3,195	2,120	△33.6	1,983	△6.5	1,554	△21.6	1,398	△10.0
第一次産業就業	人口	1,562	730	△53.3	463	△36.6	276	△40.4	261	△5.4
	比率	48.9	34.4	—	23.3	—	17.8	—	18.7	—
第二次産業就業	人口	501	516	3.0	491	△4.8	328	△33.2	238	△27.4
	比率	15.7	24.3	—	24.8	—	21.1	—	17.0	—
第三次産業就業	人口	1,132	874	△22.8	1,029	17.7	950	△7.7	876	△7.8
	比率	35.4	41.2	—	51.9	—	61.1	—	62.7	—

※平成27年総数が各人口合計と一致しないのは分類不能(23人)があったため。

3 行財政の状況

(1) 行財政の現況と動向

自主財源の乏しい本町では地方債への依存度は高く、歳入総額に対する地方債の割合は平成22年度で10.7%、平成27年度で7.3%、令和元年度で8.8%となっている。

公債費負担比率は平成22年度23.1%、平成27年度14.0%、令和元年度12.6%となっている。

歳出面においては、近年、広域行政に係る事業負担が増加しており、財政を圧迫させている。また、人件費等の義務的経費の占める割合も高く、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況下で、本町としては最小の経費で、最大の効果を上げるよう努めてきたが、今後は、歳出面では、常に組織機構、職員定数・業務・事業など行政全般の見直しを行い、人件費の削減や行財政の簡素化・効率化により経常経費の積極的な節減を図るとともに、町税、使用料などの徴収率の向上と負担の適正化を通じ歳入財源の確保に努めなければならない。

そして、高知県過疎地域持続的発展方針、安芸広域ふるさと市町村圏計画等との整合性を図りながら、また、中長期的な財政計画に基づき、ハードとソフトの両面を上手に生かした事業施策を導入して、地域の持続的発展を図りながら、地域の基幹産業の充実・強化を推進し、子育ての支援を図りながら若者が定住できる町、高齢者には介護・保健・福祉サービスの充実により安らぎの町として発展させなければならない。

表1－2（1） 市町村行財政の状況 単位：千円

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,924,258	5,229,440	4,476,533
一般財源	1,857,613	1,785,894	1,689,257
国庫支出金	215,466	257,335	216,210
都道府県支出金	169,120	238,973	192,153
地方債	313,245	381,923	395,358
うち過疎対策事業	159,100	117,100	261,500
その他	368,814	2,565,315	1,983,555
歳出総額 B	2,805,556	4,686,502	4,346,500
義務的経費	1,172,769	960,275	859,439
投資的経費	326,716	588,156	702,150
うち普通建設事業	317,422	490,231	677,103
その他	1,306,071	3,138,071	2,784,911
過疎対策事業費	182,598	174,427	358,742
歳入歳出差引額 C（A－B）	118,702	542,938	130,033
翌年度へ繰越すべき財源 D	62,192	496,365	92,746
実質収支 C－D	56,510	46,573	37,287
財政力指数	0.17	0.18	0.2
公債費負担比率	23.1	14.0	12.6
実質公債費比率	12.8	0.6	1.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.2	76.7	85.4
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,919,157	2,514,179	3,343,907

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 単位：％

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（％）	6.3	21.3	28.1	28.1	38.7
舗装率（％）	92.3	50.4	54.3	54.3	52.2
農 道					
延 長（m）				12,928	614
耕地1ha当たり農道延長（m）	115.1	149.2	45.8	—	—
林 道					
延 長（m）				4,175	4,175
林野1ha当たり林道延長（m）	2.8	3.4	6.7	—	—
水道普及率（％）			96.7	94.4	99.8
水洗化率（％）			45.8	64.0	69.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）					

4 地域の持続的発展の基本方針

本町では、これまで50年余りにわたり過疎対策を推進してきた結果、道路をはじめ地域の住民を支える公共施設は一定整備が進んできた。

しかしながら、その整備水準は依然として低いレベルにあり、生活の基盤的部分で多くの課題を抱えており、今後も引き続き地域の生活環境の改善に努める必要がある。

また、基幹産業である第一次産業の不振などによって人口の減少が続き、少子高齢化も進行するなど極めて厳しい状況にある。

一方、地域の恵まれた自然環境や地域で生まれてきた伝統文化等に焦点が当てられるなど、価値観の変化をはじめ、情報通信技術の発展、本四架橋の開通や各種道路交通網の整備等による時間距離の短縮など、地域を取り巻く環境は大きく変化している。「新たな生活空間としての役割と地域の持続的発展」、「安全・安心・良質な農産物等の生産」など過疎地域に期待される新たな役割を担いつつ、地域の持続的発展に向けた様々な活動が効果的に推進されるよう取組みを進めていく必要がある。従来の「過疎」の発想から脱却し、少ない人口で広大な空間を占有していることを前向きに捉え、残された豊かな自然環境や、様々な地域資源を最大限に活かした地域間交流の推進、地域産業の育成など地域の持続的発展に向けた取組みを一層推進する。

また、地域の基幹産業である農林水産業などの各種の産業振興を図るとともに、道路交通網や情報通信網の整備など社会経済活動の基盤整備の促進、高齢者等の保健・福祉の向上をはじめ、住民の居住環境の整備など、地域での定住を促進するための施設整備を総合的かつ計画的に推進することによって、地域の特性を活かした個性ある地域社会を構築していく必要がある。

これらの施策の推進にあたっては、地域住民はもとより、幅広い人材、団体、企業など多様な主体の参加と連携を促進するとともに、広域的に対応することが求められる課題も年々増加していることから、戦略的、効率的な投資が行われるよう広域的連携の取組みを促進する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

本町の人口は、令和42年には1,200人を下回ると予測されている。一定規模の人口を維持することは、自治体として維持するために必要であり、本町は第2期総合戦略において令和42年に2,500人を維持する目標を立てている。目標達成のためには、令和7年に人口2,900人、出生数20人、社会増14人を達成する必要がある。

子育て世代が働くことができ、安心して暮らせる環境をつくるようにさらなる努力が必要となっており、実現に向けて子育て世代の人口を増やし出生数を確保することに取り組んでいる。

また、定住人口を増やすためにより一層魅力的な街づくりを進め交流人口を増やす必要がある。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、町内の有識者が参画する委員会により、総合計画及び総合戦略に対する達成状況評価にあわせて実施する。また、あわせて議会への報告を実施する。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 奈半利町公共施設等総合管理計画より

奈半利町ではこれまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に対応するべく、数多くの公共施設等を整備してきた。

しかし、これらの公共施設等の多くで老朽化が進み、今後その維持・管理に多額の費用が必要になることが見込まれている。一方、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による税収の減少等を踏まえると、本町の財政状況は更に厳しくなることが予測されている。このような状況下で公共施設等の維持・管理に係る費用を確保することは、より一層困難になると思われる。

さらに、人口減少の進行により、施設が整備された当時とは住民ニーズも大きく変化している中、公共サービスのあり方そのものを見直す必要があると考えられる。

このような状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされている。

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方自治体に対しても保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされた。

本町では、奈半利町の状況や公共施設等を取り巻く課題に対し、住民とともにその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形づくるため、「奈半利町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

(2) 公共施設等総合管理計画との適合

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は奈半利町公共施設等総合管理計画に適合するものである。

II 実施すべき事業

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域の自然、歴史、文化などを活用して地域間交流や奈半利町への移住を促進し、各分野の担い手を育成・確保することで過疎地域の発展と経済の活性化を目指す。

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

町内の主要な産業は一次産業であり、企業等による雇用の場が少ない。また、中芸地区内に不動産仲介事業を営む事業者がなく、移住してくる者が借家等に関する情報を入手する手段が乏しい。

イ 地域間交流の促進

イベントとして港まつりのほか、豊かな海、山、川の天然資源を活用した、みなとオアシスのイベント、海辺の自然を活用したシュノーケリングやシーカヤックなど体験型観光を実施している。

ウ 人材の育成・確保

農業・林業・漁業等のいずれの一次産業においても後継者不足が深刻化している。

(2) その対策

ア 移住・定住

農林水産業を通じた移住への取組みとして、農業・水産業への就業支援・後継者育成支援を推進する。

U I J ターンを促進するため、定住促進用分譲地の整備、移住体験モニターハウスによる田舎暮らし体験も実施している。また、移住体験住宅の建設、空き家バンク、民間宿泊施設等への整備支援などの環境づくりと、相談窓口の設置等による地域の魅力や生活関連情報等を発信し、移住・定住を促進する。

また、都市住民の多様なライフスタイルの実現等の要請に応えていくため、サテライトオフィスの整備や体験型イベント等を推進する。

移住相談員の配置、移住促進ポータルサイトの整備等を行い相談機会を増加させ、移住体験ツアーの受入、協力により現地訪問を促進する。

イ 地域間交流の促進

新規ガイドの育成や無人ガイドの導入等を推進し、イベント情報や地場商品の広報活動の推進を図る。

本町と関わりのある都市住民とのネットワークを形成し、交流イベントに招聘する等本町の魅力をPRする。

ウ 人材の育成・確保

本町の将来を支える中核的な担い手として、経営感覚に優れた者を育成するために、各種指導の充実、研修・研究体制の制度などを促進する。

「高知県移住促進・人材確保センター」等と連携し、各産業分野の担い手や中核人材の確保に取り組む。また、高知県が実施する人材育成塾等の受講者への支援等を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進事業 移住専門相談員や地域移住サ ポート総合窓口の設置と空き家 バンク運営等により、移住・定 住を促進する。	奈半利町	
		移住・定住のための環境づくり ・移住体験住宅建設事業 ・空き家整備支援 ・民間宿泊施設整備支援 ・中間管理住宅整備事業	奈半利町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・移住・定住について

(奈半利町公共施設等個別施設計画より)

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行い予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

2 産業の振興

地域の住民が豊かに暮らしていけるよう、基幹産業である農業・漁業基盤の整備や、特産品開発による産業の振興など、高知県産業振興計画との連携を図りながら、産業基盤の整備と地産外商による安定した雇用の創出と産業の育成を図る。

(1) 現況と問題点

ア. 農業

農業は、水稻を中心に露地野菜、施設園芸、畜産等の複合経営が営まれている。しかし、農産物の需給緩和、産地間競争の激化、海外からの輸入増大による価格の低迷、生産資材の高騰などの要因による後継者不足等が深刻な問題となっている。

また、令和2年現在の農家数は、139戸と年々減少傾向にある。

イ. 林業

林業については、国有林546ha、公有林4ha、私有林1,491haの保有形態である。

民有林の森林資源の現況を見ると、人工林568ha、天然林920haとなっているが、その生産性と活用度は極めて低い。

この要因は、山林所有者の殆どが小規模所有者であり、農林業の複合経営で、山林は単に資産として保有する傾向が強いためである。

ウ. 水産業

水産業については、沿岸域における定置網漁とキンメダイやさば等を釣る沿岸漁業が行われている。資材の高騰、価格の低迷などにより、後継者不足、高齢化と厳しい状況が続いている。

内水面漁業は、奈半利川を活用した観光資源として発展してきたが、魚梁瀬ダムからの濁水（土砂排出）等による河川環境の悪化により、鮎、鰻等の天然資源が減少している。

エ. 製造業

製造業については、生コン製造業（1）、チップ製造業（1）、船舶ドック（1）、金属加工業（3）であり、町内労働者の就業の場としては余りにも小規模である。このことが労働力を地域外へ流出させる要因の一つとなっている。

オ. 商業

商業は、零細な個人商店が主で、景気の動向に左右されるなど経営基盤は弱く、消費生活の多様化、交通体系の変化や少子高齢化社会の到来等によって、従来の既存商店ではその需要を満たすことが出来ず、総合的魅力度の高い大型店舗や地域外へと流れている。また、廃業後の店舗等施設の老朽化が進行しており、景観を損ねたり、将来的に危険家屋となり地域の安全性を損なう恐れがある。

こうした状況の下、高齢化、後継者不足など厳しい状況に置かれている。

カ. 観光

観光基本計画を策定し、海浜センター、町並み散策、米ヶ岡生活体験学校、サンゴ遊覧船等を活用した体験型観光を実施している。

また、高知県東部観光協議会による広域観光組織の機能強化に協力し、県東部地域の観光パンフレット作成や観光モデルコースの設定など、広域での連携を図っている。

キ. その他

起業の意志のある者の発掘、育成が進んでおらず、人材が不足している。

奈半利港においては、2,000トン級の船舶が出入りできるよう改修整備を進めている。

(2) その対策

ア. 農業

地域農業の高齢化、後継者問題は深刻であり、女性や高齢者、生産法人など多様な担い手を確保し、認定農業者の確保・育成を支援すると同時に、これからの農村、農業を背負う中核的担い手農家の育成に向けた新規就農者支援事業を推進する。

また、経営体強化や規模拡大に向けて、制度事業の園芸用ハウス整備事業、環境制御技術導入加速化事業、農作業受委託、農機具のリース事業等を推進するとともに、環境制御技術にＡＩやＩｏＴなどのデジタル技術を活用したＩｏＰの推進など、データを活用した営農支援を強化し、生産の省力化と能力向上を図る。

農業者による生産から加工、流通、販売の一本化等による６次産業化を推進し、販路拡大による所得の向上、地域農業の活性化を図る。

食の安全に対する農産地の役割としての環境保全型農業を推進し、また、安全安心でおいしい米（奈半利ブランド米）づくりを支援するなど、地産外商を視野に入れた取組みを実施する。

南海トラフ地震対策として、農業協同組合等が行う農業用燃料タンク等の防災対策への補助を行い、二次災害リスクの軽減を図る。

イ. 林業

「林業再生事業」や「森林情報のデータベース化」の取組みにより、新規就業者の確保や育成、全木材システムの構築、森林情報のデータベース化を積極的に進めるとともに、中芸地域が連帯し、官民一体となって、国有林、民有林の保全管理、間伐の促進、作業道の整備による原木の安定供給、一般材を扱う木材産業の育成、誘致など川上から川下に至る森林の流域管理システムを構築し、中芸地域の林業、木材産業の発展に取り組む。

建築物の木造化・木質化の事例や木材の健康面への効用に関する情報提供を行うなど、県産材の利用を促進する。

郷分生産森林組合の機能充実と体制の強化を図り、木材外の林産物の生産（椎茸栽培など）を支援し、雇用の創出と所得の向上を図る。

ウ. 水産業

資源管理型漁業として稚魚放流を継続的に進めるとともに、漁業経営の維持・安定を図るため、設備支援や漁業経費の削減に取り組む。また、新規漁業就業者支援事業等により、漁業後継者の確保・育成をする。

海域の特性に応じた効果的な漁場整備を推進し、漁獲から水揚げ・選別・出荷に至る水産物の鮮度保持、衛生管理等の徹底に取組み、産地のブランド化を図って、魚価の安定に努める。高知県産業振興計画（地域アクションプラン）の取組みにより、芸東地域で進める「キンメダイ」のブランド化や「加須郷」漁港に水揚げされた魚介類については、ブランドの確立、ＰＲ等を推進し、地域の活性化に結びつける。

漁港施設の老朽化対策として、高知県水産基盤ストックマネジメント事業を導入し、適時・適切な機能保全対策を実施することにより施設の長寿命化を図る。

内水面漁業では、河川環境の悪化による鮎・鰻などの魚族資源の減少に対し、山林の間伐や工事用土砂の流出防止など自然環境の保全に努める。

エ. 製造業

基幹産業である農林水産業と他の産業との異業種間交流の促進により、生産物の付加価値を高め、商工会、農業協同組合、漁業協同組合を中心として、地域の顔となる特産品づくりを進め、新たな起業を推進し、就労の場の創出を図る。

オ. 商業

消費者の需要に応えるため、後継者の育成や個別商店の経営改善に努めるとともに、中芸地区商工会との連携を密にし、経営指導業務の充実及び商店街の活性化を図る。

また、空き店舗を活用し新しい人材が活躍できる場所づくりを行い、商店街の活性化を図る。

イベントの開催や観光との連携による地域の商業の活性化を推進する。

カ. 観光

自然や伝統文化、新鮮な山海の幸など、地域の素材を活かした観光資源の整備、充実を図る。

「米ヶ岡生活体験学校」や「海浜センター」など、自然を舞台とした体験型の観光の充実や、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の終始発駅「奈半利駅」を観光・地域交流の起点として、利活用を推進する。

また、港まつりなどのふるさと振興行事への住民の積極的な参加を促し、活力ある地域づくりを推進する。高知県東部観光協議会との連携により、交流人口の拡大や観光客の増加による過疎地域の活性化を図る。

キ. その他

起業の意志のある者の発掘、育成を行い、テレワークの促進、地域環境を活かす起業など、新しい事業展開を促進し、地域産業の活性化を図る。奈半利港の整備については、耐震岸壁を完備する県東部の震災時の緊急物資の配送基地としての施設整備と海上物流の拠点港としての整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農業	農業基盤整備事業（水路・農道）（改修・新設）	奈半利町	
		燃料タンク対策事業	農協等	
		園芸用ハウス整備事業	奈半利町 農協	
	林業	資源循環材等整備事業 作業道	奈半利町	
		林産物生産拡大 (椎茸栽培など)	奈半利町 郷分生産森林組合	
	(2) 漁港施設	加額郷漁港改良事業負担金	高知県	負担率10%
	(4) 地場産業の振興 加工施設	新食肉センター整備事業負担金	高知県	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業 ・海、山、川の観光資源整備 ・釣りに関する観光資源整備 ・登録有形文化財を活かした古い町並みの整備	奈半利町	
		集客交流施設整備事業 ・道路、標識、観光案内版、トイレなど観光基盤の整備 ・公共宿泊施設や民宿、民泊施設の整備	奈半利町	
		広域観光組織負担金	東部観光協議会 中芸広域連合 安芸広域事務組合等	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業活性化支援事業 新規就農者支援及び規模拡大のために、新規就農者受入事業やレンタルハウス事業等を実施することにより、過疎地域の後継者不足を解消し、農業振興と集落営農の活性化を行い、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (つづき)	第1次産業 (つづき)	漁業活性化支援事業 新規就漁者支援及び規模拡大のために、新規就漁者受入事業や漁船導入支援事業等を実施することにより、過疎地域の後継者不足を解消し、漁業振興と活性化を行い、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町	
		産業振興事業 物産品、地場産品のブランド化を推進し農協、漁協等に支援を行い、特産品の生産、加工、販売、情報発信により過疎地域の産業の活性化を図る。	農協 漁協 産業振興団体等	
		観光振興事業 港まつりなどのふるさと振興行事に住民の積極的な参画を促すために各実施者への支援を行い、活力ある地域づくりを推進するとともに、ふるさと海岸を活用した観光事業など地域や広域連携による観光活動の振興により、交流人口の拡大や観光客の増加を図り過疎地域の活性化を図る。(港まつり・海浜センター・サンゴ遊覧船・安芸広域・中芸広域等)	奈半利町 事業執行委員会 中芸広域連合 安芸広域事務組合 観光振興団体等	交流人口や観光客の増加が、移住に繋がることが期待される。 また、祭りやイベントの継続により、郷土愛を育むことで、人口流出抑制やUターンに繋がることが期待される。
	(11) その他 港湾海岸高潮対策事業	奈半利港港湾改修事業負担金	高知県	負担率 地方港湾13% 県単独15%
		港湾海岸高潮対策事業負担金	高知県	負担率10%

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
奈半利町全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業(下宿営業を除く)	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該事業の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)その対策、(3)計画のとおり。また、産業の振興においては、近隣市町村との連携を図りながら、取組を推進していく。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

奈半利町公共施設等総合計画と整合性を図りながら実施する。

・産業系施設について

(公共施設等総合管理計画より)

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されるが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図る。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。

3 地域における情報化

電気通信施設の整備及び情報化の推進については、過疎地域の産業振興や利便性の高い生活環境の実現、住民サービスの維持向上など、デジタル技術を活用した過疎地域の課題解決と地場産業の高度化に取り組む。

(1) 現況と問題点

デジタルインフラの整備については、採算性などの要因による都市部との情報格差は大きく、過疎化を一段と助長する原因となることから、地域のニーズに対応した整備が必要である。町内全域に整備したブロードバンド網の継続的な運営を行い、将来にわたり都市部との情報格差解消を図る必要がある。

情報化については、情報通信分野の発展に伴い多様化、高度化する住民のニーズを把握するとともに、必要なサービス提供に努め、情報化の推進を図る必要がある。

(2) その対策

光ケーブルによる情報通信基盤を整備し、維持・保守を行っていく。

災害時の非常通信手段としての役割を担う防災行政用無線施設の保守・管理に努める。

情報化を産業振興の分野に活用し、地域の活性化や住民の所得向上につながる取組みを進める。また、住民が情報インフラを有効に活用できるように環境整備、情報通信教育を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政用無線施設整備事業	奈半利町	
	その他の情報化のための施設	地域情報通信基盤整備事業	奈半利町 安田町 北川村 馬路村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

奈半利町公共施設等総合計画と整合性を図りながら実施する。

- ・電気通信施設等情報化のための施設について

(奈半利町国土強靱化地域計画より)

災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立やライフライン施設等の機能確保に努める。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

住民の生活を支える公共交通機関の維持、確保を図るとともに、効率的かつ効果的な施策により、外出困難な住民に対する買い物支援、病院への通院支援等の対策を講じる必要がある。また、災害に強い町づくり、住民が安心して暮らせる生活基盤の整備を進める。

(1) 現況と問題点

本町の主要道路である国道55号と国道493号が隣接町村を結ぶ基幹道として、地域住民、産業開発、地域振興等に重要な役割を果たしている。国道55号の代替路線はなく、災害などにより通行止めになると孤立する恐れがある。

高規格道路の整備促進等、陸、海の交通の拠点として、整備充実を図ることが必要である。

土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の終始発駅である奈半利駅を有し、県東部の交通の結節点となっている。

しかし、採算性の問題等により公共交通機関が少なく、私的交通手段を持たない者の交通手段の確保が課題である。

令和元年度末現在における町道の延長は85.0kmで改良率38.7%、舗装率52.2%である。舗装路においても舗装の老朽化とともに、橋梁の老朽化も進んでおり、消防・救急・防災等、安全・安心の確保対策としても整備が必要である。

農道の改良舗装もまだまだ遅れており、作業効率も大変悪い状況にある。

林道については、平山線、花田線、宇川併用林道があり、定期的な改良、補修が望まれる。

(2) その対策

県東部の発展のためには、高知市と安芸市を結ぶ高知東部自動車道、地域高規格道路（阿南安芸自動車道）の早期完成が望まれる。国道55号及び国道493号の早期改良整備が必要不可欠であり、関係機関等と連携しながら国、県へ要望する。

高齢化の進む過疎地域での日常生活や地域の活性化等を支える交通手段を確保するため、広域的連携のもと、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線や民営の地方バス路線等の公共交通機関の維持確保に努めるとともに、終始発駅「奈半利駅」を中心として、交流人口の増大を図る。

町道、農道については、集落と集落または、公共施設を結ぶ道路に重点をおき、生活支援、福祉など社会サービスの向上に役立つ道路整備の推進について、制度事業の有効な活用を図り、総合的に検討して効率のよい道路の新設、改良に努め、老朽化した舗装の修繕を行うとともに、橋梁の定期点検と維持管理により長寿命化修繕計画を策定し、適正な道路管理に努める。

林道は、平山線の開通により、米ヶ岡集落との利便性が図られ、生産材の有効活用等、今後の期待は大きい。また、他線については、定期的な改良補修を検討し、将来の必要性を見極めた上で、新設を検討する。

南海トラフ地震や豪雨に備え、橋梁の耐震化や斜面崩壊による通行止めの発生を防ぐための防災対策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	大原～西ノ平線 (改良・舗装)	奈半利町	L=4,500m W=4.0m
		須川～久礼岩線 (改良・舗装)	奈半利町	L=670m W=4.0m
		平～花田線 (改良・舗装)	奈半利町	L=7,500m W=4.0m
		平山線 (改良・舗装)	奈半利町	L=1,000m W=4.0m
		下長田2号線 (改良・舗装)	奈半利町	L=100m W=3.5m

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保 (つづき)	道路 (つづき)	広瀬線 (改良・舗装)	奈半利町	L=100m W=5.0m
		中ズ後線 (改良・舗装)	奈半利町	L=110m W=3.0m
		水門1号線 (改良・舗装)	奈半利町	L=80m W=5.0m
		墓地公園線 (改良・舗装)	奈半利町	L=170m W=5.0m
		妙見西線 (改良・舗装)	奈半利町	L=260m W=5.0m
		藪田線 (改良・舗装)	奈半利町	L=250m W=4.0m
		生木線 (改良・舗装)	奈半利町	L=200m W=5.5m
		東浜中央線 (改良・舗装)	奈半利町	L=200m W=6.0m
		東浜南線 (改良・舗装)	奈半利町	L=200m W=4.0m
		横町1号線 (改良・舗装)	奈半利町	L=200m W=4.0m
		役場線 (改良・舗装)	奈半利町	L=330m W=6.0m
		東浜10号線 (改良・舗装)	奈半利町	L=100m W=5.0m
		樋ノ口4号線 (改良・舗装)	奈半利町	L=100m W=4.0m
		中川原3号線 (新設)	奈半利町	L=25m W=4.0m
		町道橋梁補修工事 (補修・耐震補強)	奈半利町	
	(2) 農道	米ヶ岡農道	奈半利町	L=2,500m W=3.0m
		平農道 (改良・舗装)	奈半利町	L=150m W=3.0m
		西ノ平ウエ農道 (拡幅改良舗装)	奈半利町	L=100m W=3.0m
		佐古谷農道 (改良・舗装)	奈半利町	L=450m W=3.5m
		藪田農道 (拡幅改良舗装)	奈半利町	L=200m W=3.0m
		須川農道 (拡幅改良舗装)	奈半利町	L=100m W=3.0m
	(3) 林道	花田林道 (開設)	奈半利町	L=1,650m W=3.0m
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	地域鉄道支援 地域鉄道施設整備補助	土佐くろしお鉄道	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	鉄道車両	地域鉄道支援 地域鉄道施設整備補助	土佐くろしお鉄道	
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保 (つづき)	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通の維持・確保及び交通 手段の確保対策 路線バスやごめん・なはり線 等の運行維持及び過疎地域での 交通手段を確保する。	高知東部交通 土佐くろしお鉄道	
	公共施設維持	道路ストック総点検事業 橋梁、トンネル、舗装等道路 インフラを安全により長く利用 するために道路ストック総点検 を実施する。	奈半利町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・道路について

(公共施設等総合管理計画より)

本町が管理する一般道路は平成28年4月現在約85km、農道は約0.6km、林道は約4kmとなっている。

定期的に点検・診断を実施し、計画的な施設管理を行うため、町が管理する道路において、予防保全型の道路施設管理計画の策定を検討していく。

・橋りょうについて

(公共施設等総合管理計画より)

本町が管理する橋梁は、平成28年4月現在で75橋あり、15m以上の重要橋梁は10橋ある。これらの多くは1960年代から1980年代に築造されており、今後、老朽化が進むことが予想される。

(橋梁長寿命化修繕計画より)

維持管理を行うためには、橋梁の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な観点から、いつ、どの橋梁にどのような対策を行うのが最適であるかを検討し、計画的かつ効率的な管理を行うことが不可欠である。

そこで、従来の事後保全的な橋梁管理から、計画的かつ効率的な予防保全へ転換し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保するとともに、橋梁の長寿命化による修繕等にかかる経費の低減を図るため、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定する。

5 生活環境の整備

水源の確保と水道施設の整備を促進し、安全・安心な水道水の安定供給を図る。

合併処理浄化槽の普及促進とゴミの分別やリサイクルにより、生活環境の保全を図る。

南海トラフ地震等の災害に対応した消防・救急・防災施設を整備するとともに、地域の防災体制の充実を図る。

(1) 現況と問題点

ア. 水道

本町の水道は、簡易水道と飲料水供給施設であり、加入率は令和元年度末で99.8%となっている。低廉、豊富、安全な水を安定的に供給するために、計画的な施設の更新を行っていく必要がある。

イ. 排水処理

排水路は、農業用水路をそのまま利用しており、台所からの雑排水等の汚水が港、河川沿岸の汚染の原因となって、稲作農家や漁業関係者等に影響を及ぼしている。

また、排水路の老朽化も進み、大雨時には一般道路への氾濫が見られる。

ウ. 消防・防災

消防組織は、中芸広域連合での常備消防署と町村単位の非常備消防団とで運営されている。

中芸消防本部庁舎は、南海トラフ地震を想定した耐震構造を備えた新庁舎が建設され、消防・救急無線もデジタル化された。

南海トラフ地震や異常気象による大災害の発生も懸念されるなか、本部の消防車、高規格救急車、町消防団の消防車の老朽化等課題は多い。これまで津波避難タワーや津波避難ビルが整備されたが、個人住宅の耐震化や家具の固定などの対策が必要である。

自主防災組織が一定数整備されてきたが、未組織地域があり全地区組織に向けて早急に取り組む必要がある。また、南海トラフ地震に備えた資機材の配備を継続する必要がある。

津波浸水時の対策として、防災拠点を高台に建設した。

エ. 廃棄物処理

ゴミ処理については、安芸広域9市町村で、し尿処理については、中芸広域連合の5町村で運営を行っている。

オ. 火葬場

火葬場は、中芸広域連合で運営を行っている。

火葬場設備については、火葬炉の定期点検など維持管理を行なっているが、消耗等による燃焼施設の修繕が徐々に増加傾向にある。

また、災害発生時等にも施設が稼働できる体制整備に努める必要がある。

カ. その他

住宅については、これまで住宅環境の整備に努め、令和2年度末現在、公営住宅115戸、改良住宅140戸を建設し、住民の住宅需要に応えてきた。

核家族化が進む中、若者に対する住宅の供給も必要になってきている。

(2) その対策

ア. 水道

水道水の低廉、豊富、安全な水の安定供給ができるよう水源の確保に努めるとともに、老朽化に伴う水道管・配水管等の更新、施設の改善整備を図るとともに、水道施設の耐震化を図る。

イ. 排水処理

老朽化した排水路は、制度事業の活用により年次計画にそって改良を図る。

また、生活様式の変化に伴い家庭排水による河川汚染が社会問題となっていたことから、その対策として加領郷地区で漁業集落環境整備事業を導入して真空式下水道システムによる合併処理を行っており、今後は維持、管理を行っていく。

国庫補助による合併処理浄化槽の設置も導入してきており、今後ともこれらの普及促進を図る。

ウ. 消防・防災

中芸広域連合の施設整備計画に基づいた本部消防車、高規格救急車及び、奈半利町消防団消防車等の整備充実を図る。

南海トラフ地震等の災害による被害を軽減するため、災害用物資の備蓄、住宅の耐震化の推進、災害時避難行動要支援者対策の充実、住民の防災意識の向上、自主防災組織の活性化、地域が主体となった防災訓練の実施、防災用資機材の整備、防火水槽の設置及び災害危険箇所と避難場所の周知徹底を行い、防災関係機関と連携のもと、防災体制の充実を図る。

また行政機関としても、官庁施設の機能確保のため施設整備を行うとともに、初動体制や応急期の体制及び行政業務継続の体制について適切な整備をし、周知徹底を行うことが必要である。

エ. 廃棄物処理

ごみ処理については、安芸広域9市町村で施設を整備し運営している。また、ゴミ質の改善、ゴミ排出量の軽減運動の展開、不法投棄の防止等清掃美化意識の向上を図り、中芸広域で整備したリサイクルセンターを活用して、分別収集の徹底を進めることで、再資源化を行いゴミの減量化を図る。

し尿処理施設は、中芸広域連合で施設の管理運営を行っており、今後とも適切な管理に努める。

オ. 火葬場

火葬場施設については、機器の消耗等に配慮し、計画的に修繕や設備更新等を行うことで業務に支障を来すことがないよう適切な管理に努める。また、災害発生時等にも施設が稼働できる体制を整えることにより火葬場の安定的運営を確保する。

カ. その他

住宅施策としては、住民の流出を防ぐために、町営住宅の適切な修繕を定期的に行うとともに、長寿命化事業による大規模改修を進め、住環境の改善を図る。また、老朽化の進む町営住宅については、住み替えを推進し、除却も行っていく。個人住宅はリフォームに対する支援を行い住環境の向上と地域経済の活性化を図る。

交通安全対策としては、計画的に交通安全施設の点検整備を行い、住民や通行者の安全と安心を確保する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的发展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道布設替工事	奈半利町	
	(2) 下水処理施設 その他	加須郷浄化センター更新工事	奈半利町	
		合併処理浄化槽設置事業	奈半利町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	基幹的設備改良工事負担金	安芸広域事務組合	
	その他	ごみ運搬車購入事業	奈半利町	
	(5) 消防施設	高規格救急車購入負担金	中芸広域連合	
		積載車購入事業	奈半利町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備（つづき）	(6) 公営住宅	町営住宅長寿命化事業	奈半利町	
		町営住宅補修修繕工事等	奈半利町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 防災・防犯	町営住宅除却事業 老朽化した公営住宅の入居者の 住み替えを行い、入居者の生 活の質の向上を図る。	奈半利町	
		住宅リフォーム補助事業 住民の住環境の向上と地域経 済の活性化を図るため、住宅の リフォーム工事に対して費用の 一部を補助する。	奈半利町	
		自主防災組織活動支援事業 自主防災組織等の地域の防災 力を高める取組を行う。	奈半利町	
		物資配送マニュアル策定事業 災害発生時に備蓄物資や、支 援物資を円滑に受入れ、避難所 に速やかに配送するための体制 や手順を定める。	奈半利町	
		避難所運営加速化事業 南海トラフ地震のような大規 模かつ広範的な災害が発生した 場合でも、安心して避難生活を 送ることができるよう、耐震性 があり、かつ、浸水域外に立地 している避難所における資器材 の購入、避難所運営等訓練の実 施・避難所の環境整備を支援す る。	奈半利町	
		ため池整備事業 ため池の決壊等による被害の 防止を図るため、ため池ハザ ードマップの作製を推進し、住民 への的確な情報発信、啓発・周 知を図る。	高知県	
		農村地域防災減災事業負担金	高知県	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備（つづき）	（８）その他	奈半利港水門設置事業 奈半利港に流出する水路の津波遡上対策として水門を設置する。	奈半利町	
		避難路整備事業 住民が速やかにかつ安全に避難できるよう避難路の整備等を行っていく。	奈半利町	
		避難誘導灯設置事業 住民が速やかにかつ安全に避難できるよう誘導灯の整備や更新を行っていく。	奈半利町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

・簡易水道について

奈半利町公共施設総合管理計画と整合性を図りながら実施する。

（簡易水道事業経営戦略より）

奈半利町簡易水道では平成29年度までに約11kmの基幹管路が耐震化済みとなっているが、今後も持続・安全・強靱の理念を元に耐用年数の超えた管路の更新を行っていく必要がある。

・下水処理施設について

奈半利町公共施設総合管理計画と整合性を図りながら実施する。

（加領郷浄化センター最適整備構想より）

加領郷漁業集落排水施設の管路（真空式）、機械設備、電気設備についての機能保全計画を策定。効率的並びに経済的に加領郷漁業集落排水施設の更新を行っていく。

・公営住宅について

（公共施設等総合管理計画より）

建築後31年以上経過し老朽化した34の施設があり、財政状況や人口推移及び利用状況を踏まえ、統合や複合化等、施設の在り方を見直す必要がある。施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されており、長寿命化計画に基づいた施設の維持と、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図る。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

「日本一の健康長寿県構想」との整合性を図りながら、子どもから高齢者まですべての住民が、明るく健康的に暮らせる地域づくりを推進する。

(1) 現況と問題点

ア. 高齢者福祉

本町の高齢者人口（65歳以上）は、平成27年の総人口3,326人に対して、42.9%の1,427人となっている。

さらに核家族化の進行に伴い、高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者、さらに寝たきり高齢者等の要支援・要介護高齢者も増加している。

当町は県と中芸5カ町村が出資して「公益財団法人中芸介護公社」を設立するなど、積極的に福祉活動に取り組み、安心して老後を暮らせる町づくりに努めている。

町内の介護保険サービス事業所として、居宅介護支援事業所としては「ケアプランセンターてのひら」、「ハーネス」、老人福祉施設としては「特別養護老人ホーム愛光園（100床、ショートステイ10床、認知症対応型デイサービス、広域事務組合）」、老人保健施設としては「ヘルシーケアなはり（81床（ショートステイ含む）、デイサービス1日40人、民間法人運営）」、通所介護事業所としては「ヘルシーケアなはり」、「デイサービスセンター愛光」、「デイサービスセンターなはり」、訪問介護事業所としては「ヘルパーステーションてのひら」、「ヘルパーステーションさくら」などがある。介護が必要となってもできるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様なサービスが求められている。

介護保険制度により、高齢者が自らの意思に基づき自立に向けたサービスを選択することができるようになった反面、保険料や利用者負担が発生するため、経済的負担となっている。そして、介護人材不足など介護保険サービスだけでは支えきれなくなっており、弱まった地域の支え合いの力を強化しながら、多様な介護予防や日常生活を支援するサービスの提供体制の整備が必要である。

イ. 児童母子福祉・少子化対策

児童福祉施設としては、幼保連携型認定こども園を運営している。児童に健全な空間を提供することで、健康を増進し、情操を豊かにするための児童遊園が6箇所設置されている。放課後児童クラブ（みんなのおうち）や放課後子ども教室、あったかふれあいセンター等により、乳幼児の健全育成に努めている。

近年の年間出生数は20人程度であり、少子化が著しく進んでいる。子育て環境の変遷などが原因と考えられるが、少子化の進行と高齢化が地域衰退の要因となることに危機感を抱いている。今後は、子育て支援策の充実と、安心して子どもを産むことができる環境の整備が必要である。

子どもを取り巻く環境の変化が著しい中、幼児期は人格形成の基礎を培ううえで非常に重要な時期であり、すべての乳幼児に対する質の高い保育・教育が求められており、教職員の資質向上や認定こども園・小学校の連携等により、幼児教育の充実を図る必要がある。

ウ. 障害者福祉

障害者は、身体的、精神的に各種のハンディを背負っており、その負担軽減はもとより社会適応力の助長など在宅及び施設対策の両面から福祉の増進に努める必要がある。

平成21年度からは、中芸広域での取組みが展開されている。

エ. 保健・健康づくり

住民一人一人が疾病予防、健康増進に努め、自主的な健康管理意識を育てるためにも各種検診事業を実施しているが、検診受診率や疾病状況の改善が必要である。

オ. 支え合いの地域づくり

少子高齢化、核家族化、若年者の流出等により、地域の支え合いが難しくなっており、国の制度だけでは必要なサービスが行き届かなくなっている。誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくため、地域コミュニティの再生と福祉サービスの確保が課題である。

(2) その対策

ア. 高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるよう高齢者の健康づくりに努める。在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化、見守り活動等、高齢者の日常を支える仕組みづくり、介護を行う家族が病気になったときのための緊急用ショートステイ床の確保、高齢者の住まいの確保と普及、認知症対策の充実のために、社会福祉協議会などとの連携をとりながら、地域包括ケアの体制づくりを行っている。

介護保険制度のサービスとして、施設面では特別養護老人ホーム「愛光園」、老人保健施設「ヘルシーケアなはり」、「有料老人ホームなはり」、在宅面では「公益財団法人中芸介護公社」、「ヘルシーケアなはり」、「デイサービス愛光」、「デイサービスセンターなはり」などが中心となってそれぞれの分野で福祉サービスの質の向上を図るとともに、遠隔地などの条件不利地域においても必要なサービスが提供されるように努める。

また、介護保険サービス以外の介護予防事業は、「あったかふれあいセンター事業」を中心に健康づくりなどの保健事業を含め各関係機関と連携して取り組んでいくことで、元気な高齢者が地域の支えてとなり、地域が活性化できる取組みを支援していく。将来的には、認知症高齢者、障害者等を含めた施設の建設、運営など、今後の情勢を見守りながら広域行政での取組みを推進する。

イ. 児童母子福祉・少子化対策

幼保連携型認定こども園では、子どもの健やかな育成を育むため乳幼児期の一体的な質の高い保育・教育ができる環境づくりや保育者の資質・専門性を高めるための研修会や講習会の充実を図るとともに、就学に向けて滑らかな接続が行えるよう小学校、家庭、地域、行政の良好な連携・協働体制の環境づくりを推進する。

また、乳幼児医療費の助成、あったかふれあいセンターの充実、放課後子ども教室、児童クラブを推進し児童の健全育成支援に取り組む。

子育て支援のほか、結婚を希望する男女の出会いの機会の創出の支援を行うとともに、安心して妊娠・出産できる環境の整備を図る。

ウ. 障害者福祉

地域の住環境整備やバリアフリーの推進、福祉医療費の助成や障害福祉の充実、機能回復訓練の一層の利活用を推進し、在宅者には保健師等による訪問指導を行い適切なアセスメントによる福祉の増進に努めるとともに、日常生活用具、補装具給付事業等の活用を図り、自立した在宅生活に向けて取り組む。

また、障害のある人やその家族がいつでも気軽に相談できる相談支援体制及び、社会的に自立できるように、障害の内容や程度に応じた身近な福祉的就労の場を充実させる。

エ. 保健・健康づくり

安全・安心な出産環境づくりとして、妊婦の適切な母体管理を支援し、乳幼児医療費の支援などにより乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の促進を図る。また、働き盛りの健康づくりとして、三大疾病といわれる「がん、心疾患、脳血管疾患」の早期発見、予防、治療に繋げるため健診（検診）の受診促進を図るとともに、健康増進計画を推進し、住民の健康づくりを支援し、すべての住民が明るく健康的な毎日が送れるようにするため、乳幼児から高齢者までの生涯を通じた町民の健康づくりを推進する。

オ. 支え合いの地域づくり

地域福祉計画の策定と実践活動を推進し、「あったかふれあいセンター」等を拠点に、過疎地域内で住民が安全安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域のコミュニティの再生強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児医療費助成事業 子ども医療費の助成により、 経済的負担の軽減と、適切な受 診により、子育て環境の充実を 図り、安心して生活のできる地 域づくりの実現を図る。	奈半利町	
	高齢者・障害者福祉	あったかふれあいセンター事業 地域福祉活動の推進、小規模 多機能支援拠点などにより、過 疎地域内で住民が安全安心に暮 らすことができるために特に必 要な地域の支え合いと地域のコ ミュニティの再生強化を図る。	奈半利町	
		重度心身障害児者医療費助成事 業 医療費の助成により、経済的 負担の軽減と適切な受診によ り、生活の安定と福祉の向上を 図る。	奈半利町	
		外出支援サービス事業 タクシー等利用料助成により 移動交通手段を確保し、社会参 加促進、在宅福祉の向上を図 る。	奈半利町	
		緊急通報体制等整備事業 高齢者世帯の緊急時における 救急体制を確立し、日常生活の 安全を確保する。	奈半利町	
	その他	放課後児童クラブ推進事業 少子化・過疎化に歯止めをか けるため、後継者対策及び若者 の町内定住支援として、若者の 交流機会を創出・支援し、過疎 地域の活性化を図る。	奈半利町	
	(9) その他	子育て支援拠点施設（みんなの おうち）増築工事	奈半利町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

奈半利町公共施設等総合計画と整合性を図りながら実施する。

- ・子育て支援施設について

(公共施設等個別施設計画より)

子育て拠点施設みんなのおうちは、新耐震基準の建築物であるため、長寿命化を図る。

7 医療の確保

「日本一の健康長寿県構想」との整合性を図りながら、広域的連携のもと、医師及び高度医療、救急医療体制の確保に取り組む。

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、内科（２）、外科（１）、歯科（３）の診療所がある。

脳や心臓疾患での救急搬送など、専門的な診療については安芸市、南国市、高知市等の総合医療機関で受診しており、広域的な医療体制の強化が必要である。

また、休日診療や救急医療に対応できる体制と医師等の医療従事者の確保が必要である。

(2) その対策

少子・高齢化の進展や、疾病構造の変化に伴い保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、健康寿命の延伸と壮年死亡の減少、生活習慣病の一次予防に重点を置いた保健事業の充実、強化を図り、住民の誰もが良質な保健サービスを受けることができるよう、保健医療の充実に努める。

地域の医師会等との協力により、広域的連携のもと、休日診療や救急医療体制の確保など、質・量ともに保健医療の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域救急医療体制づくり事業 ・在宅当番医制負担金 ・病院群輪番制負担金	奈半利町	

8 教育の振興

奈半利町発展の原動力は「人づくり」であり、「教育等の振興に関する施策の大綱」及び「高知県教育振興基本計画」との整合性を図りながら、学力向上対策を推進するとともに、社会教育・生涯学習の推進、社会体育・生涯スポーツの推進などに取り組み心身ともに健康で創意と自主性に富み、人間性豊かな人材の育成を目指す。

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

本町には幼保連携型認定こども園1園、小学校1校、中学校1校がある。現在児童・生徒数は、認定こども園は49人、奈半利小学校113人、奈半利中学校36人である。

児童生徒の健全な育成を図り、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むため、基礎的・基本的な知識・技術の習得、自ら課題解決に向けた授業づくりや家庭と連携して家庭での学習習慣の定着を図る取り組みが必要となっている。また、児童生徒は減少傾向にあるが、空き教室の有効活用や教育施設の老朽化に伴う長寿命化対策も必要である。

これからの社会を担う子供たちが、めまぐるしく変化する社会をたくましく生きていくための、資質や能力の育成を基本とした教育をより一層推進していかなければならない。

イ. 社会教育、社会体育

生涯学習社会の到来に対応する教育施設は、現在、町民会館、福祉センターを拠点とし補完的役割を果たす施設が各地区集会所である。また、廃校となった旧米ヶ岡分校を社会教育施設に変更し、児童生徒の校外活動や住民の生涯学習の場として「奈半利町立生活体験学校」が整備された。さらに、子育て家庭への支援や地域ぐるみで児童の健全な育成環境の充実を図るため、児童と地域住民とが交流できる子育て支援拠点施設（みんなのおうち）も整備された。今後は、未設置地域の地区集会所建設や老朽化対策が課題である。また、社会教育の振興による過疎地域の活性化を図るために、各種団体等の活力ある地域づくり活動が必要である。

社会体育施設については、現在、小・中学校の体育施設を開放するとともに港緑地公園を利用している。また、中芸広域連合において5町村で建設された体育館の利用もなされている。多様化する住民の健康・体力づくり、充実した余暇等の実現の要望に応えていく必要がある。

(2) その対策

ア. 学校教育

学校教育施設は、地域の次代を担う子どもたちの学びの場であり、また、災害時における避難場所として位置づけられていることから、安心して学校生活が快適に過ごせる施設となるように、長寿命化改修など施設環境整備の充実を図っていく。

奈半利町学力向上推進事業を実施し、教職員の校内研修による授業改善に向けた取り組み等を推進するとともに、児童生徒の家庭学習を充実させるなど、基礎学力の定着および学力向上に取り組む。また、学習機会の地域間格差の解消や児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、習熟度に応じた個別学習や双方向型の授業などのICT機器を積極的に活用した教育手法の普及に取り組む。

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入により、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図る「地域とともにある学校づくり」に取り組み、地域全体で児童生徒を見守り育てる取り組みを推進する。

イ. 社会教育、社会体育

地区集会所は、未設置の地区は、地域住民と協議を行いながら設置を検討する。

社会教育、生涯学習については、各団体等への支援を行い、活力ある地域づくりを推進し、社会教育の振興による過疎地域の活性化を図るとともに、図書の整備による読書環境の充実や、子ども読書活動を推進する。

また、健康、体力づくり、より豊かな生活の実現に努めるとともに、中芸広域体育館の有効活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	奈半利中学校特別教室棟外壁塗装工事	奈半利町	
		奈半利中学校パソコン教室棟防水外壁塗装工事	奈半利町	
		奈半利小中学校改修事業	奈半利町	
		奈半利小中学校体育館照明改修工事（LED化）	奈半利町	
		奈半利小中学校屋内運動場改修事業	奈半利町	
		給食センター長寿命化改修調査事業	奈半利町	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	福祉センター大規模改修事業	奈半利町	
		町民会館屋上防水外壁塗装改修工事	奈半利町	
		地区集会所建設事業	奈半利町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小中学校 I C T 機器整備事業 急速に発展する I C T 等の先端技術を有効活用し、学習機会の地域間格差の解消や児童生徒一人一人の興味、関心に応じた学びを実現するため、習熟度に応じた個別学習や双方向型の授業等の I C T 機器を積極的に活用した教育手法の普及を図る。	奈半利町	
		生涯学習・スポーツ	社会教育振興事業 社会教育指導体制の整備、家庭教育、少年教育、地域活動、青年教育、女性教育、高齢者教育、人権教育の振興のため、各団体等への支援を行い、活力ある地域づくりを推進し、社会教育の振興による過疎地域の活性化を図る。	奈半利町 子ども会 スポーツ少年団 青年会 各種団体等
		基金積立	学力向上事業 児童生徒の確かな学力を育むために、各学校の取り組みを支援する学習支援員を配置する。地域の将来を担う人材を育成するため、基金に積み立て取り崩して積極的な学力向上の取り組みに充てる。	奈半利町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

・学校教育系施設について

(公共施設等総合管理計画より)

建築後31年以上経過し老朽化した9施設があり、財政状況や人口推移を踏まえ、統合や複合化等、施設の在り方を見直す必要がある。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施する。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築する。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されるが、予防保全を実施することでトータルコストの削減を図る。また、維持管理コストの割高な施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。

9 集落の整備

地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民主体の「持続可能な仕組み」を構築するとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活環境基盤を整備を一体的に推進する。

有害鳥獣による農作物への被害軽減や、住民が安心して生活できる環境保全に取り組む。

(1) 現況と問題点

本町の海岸段丘地帯に7つ、山間部に2つの集落が散在し、いずれも世帯数30未満の小集落である。

現在まで集落間を結ぶ町道、地区内農道等の基盤整備を重点的に実施するとともに、集会施設や生活改善センター等のコミュニティ施設の整備充実を図ってきたが、近年は急激な人口の減少と、集落内人口の高齢化が顕著であり、中には後継者不足から集落機能が維持できない集落もある。

過疎化の進行と近年の自然環境の変化等により、有害鳥獣による農作物等への被害が多くなっている。

(2) その対策

住民が集落に安心して定着できる快適な居住環境の整備、農業経営基盤の確立等、総合的な生活基盤の整備を促進し、集落機能の維持、回復に努める。

今後は、集落活動センターと連携し、集落支援員等による集落の状況把握や、地域おこし協力隊を活用した取組みなど、集落を支える仕組み作りを推進し、地域への定住率を高め、地域活動の担い手確保を支援する。

鳥獣被害対策として、捕獲や防護柵設置への助成等により、被害の軽減を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落活動センター支援事業 奈半利町総合戦略の目標を達成するため、地域の賑わいと稼ぐ拠点、若者の希望をかなえ住民の暮らしを支える拠点として集落活動センターを支援、活用する。	奈半利町	
		地域おこし協力隊活動支援事業 地域おこし協力隊による、地域おこしや地域協力活動を支援し、地域への定住・定着を図る。	奈半利町	
		集落維持活性化補助金 農業・農村体験学習等を通じ、農業・農村に対する理解と関心を深める。	奈半利町	
		鳥獣対策事業 過疎化が進み、有害鳥獣の被害が拡大しているため、有害鳥獣の捕獲や防護柵設置への助成等により、被害の軽減を図る。	奈半利町	

10 地域文化の振興等

住民に楽しさや感動や精神的な安らぎ、生きる喜びをもたらす芸術文化を振興し、地域の文化水準の向上を図るとともに、活力ある地域づくりなど多様な活用を図る。

(1) 現況と問題点

地域に根ざした住民文化創造を目標とし、芸術・文化の振興に努め、文化財の活用を図りつつ、文化の薫るまちづくりを進める。

近年の生活環境の変化による後継者の不足等により、保存・継承が課題である。

施設としては町民会館であるが、拠点としての機能の充実が課題である。

(2) その対策

芸術・文化団体等の育成を図り、発表・交流の場を広げ住民が参加し楽しむことのできる気運をつくる。

登録有形文化財である奈半利の町並みや魚梁瀬森林鉄道遺産など、地域に残された貴重な財産を保存・継承し、地域文化の振興を図るため、町内の文化団体や広域連携による保存活動・町づくり活動・観光振興活動を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化振興事業 町内や広域連携により、芸術文化の振興や文化財の保護継承活動をしている団体に活動費を助成し、地域文化の振興を図り、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町 文化協会 町並み保存会等	

11 再生可能エネルギーの利用の促進

過疎地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源を活かし、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現を目指す。全国トップクラスの日照時間や年間降水量を生かした、自然エネルギーの導入を進め、地球温暖化対策に加えエネルギーの地産地消・地産外商による産業振興や地域振興につなげる。

(1) 現況と問題点

町においては教育施設への太陽光発電パネルの設置や、街灯を太陽光発電可能なものに更新する等再生可能エネルギー利用に向けた取組を行っている。

今後は、一般家庭に対し再生可能エネルギー利用の促進をしていく必要がある。

(2) その対策

太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を促進し、地球温暖化対策の進んだ持続可能な地域づくりを推進する。

また、脱炭素化に向けて県産材の利用促進等を通じた建物の木造化、環境負荷の少ない建築材への置き換え、電気自動車等の普及に向けた取組を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設太陽光発電導入事業	奈半利町	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	農業活性化支援事業 新規就農者支援及び規模拡大のために、新規就農者受入事業やレンタルハウス事業等を実施することにより、過疎地域の後継者不足を解消し、農業振興と集落営農の活性化を行い、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町	
		漁業活性化支援事業 新規就漁者支援及び規模拡大のために、新規就漁者受入事業や漁船導入支援事業等を実施することにより、過疎地域の後継者不足を解消し、漁業振興と活性化を行い、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町	
		産業振興事業 物産品、地場産品のブランド化を推進し農協、漁協等に支援を行い、特産品の生産、加工、販売、情報発信により過疎地域の産業の活性化を図る。	農協 漁協 産業振興団体等	
	観光	観光振興事業 港まつりなどのふるさと振興行事に住民の積極的な参画を促すために各実施者への支援を行い、活力ある地域づくりを推進するとともに、ふるさと海岸を活用した観光事業など地域や広域連携による観光活動の振興により、交流人口の拡大や観光客の増加を図り過疎地域の活性化を図る。（港まつり・海浜センター・サンゴ遊覧船・安芸広域・中芸広域等）	奈半利町 事業執行委員会 中芸広域連合 安芸広域事務組合 観光振興団体等	交流人口や観光客の増加が、移住に繋がることが期待される。 また、祭りやイベントの継続により、郷土愛を育むことで、人口流出抑制やUターンに繋がることが期待される。

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	公共交通の維持・確保及び交通手段の確保対策 路線バスやごめん・なはり線等の運行維持及び過疎地域での交通手段を確保する。	高知東部交通 土佐くろしお鉄道	
	公共施設維持	道路ストック総点検事業 橋梁、トンネル、舗装等道路インフラを安全により長く利用するために道路ストック総点検を実施する。	奈半利町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展 特別事業 生活	町営住宅除却事業 老朽化した公営住宅の入居者の住み替えを行い、入居者の生活の質の向上を図る。	奈半利町	
	防災・防犯	住宅リフォーム補助事業 住民の住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事に対して費用の一部を補助する。	奈半利町	
		自主防災組織活動支援事業 自主防災組織等の地域の防災力を高める取組を行う。	奈半利町	
		物資配送マニュアル策定事業 災害発生時に備蓄物資や、支援物資を円滑に受入れ、避難所に速やかに配送するための体制や手順を定める。	奈半利町	
		避難所運営加速化事業 南海トラフ地震のような大規模かつ広範的な災害が発生した場合でも、安心して避難生活を送ることができるよう、耐震性があり、かつ、浸水域外に立地している避難所における資器材の購入、避難所運営等訓練の実施・避難所の環境整備を支援する。	奈半利町	
		ため池整備事業 ため池の決壊等による被害の防止を図るため、ため池ハザードマップの作製を推進し、住民への的確な情報発信、啓発・周知を図る。	高知県	
		農村地域防災減災事業負担金	高知県	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	乳幼児医療費助成事業 子ども医療費の助成により、経済的負担の軽減と、適切な受診により、子育て環境の充実を図り、安心して生活のできる地域づくりの実現を図る。	奈半利町	
	高齢者・障害者福祉	あったかふれあいセンター事業 地域福祉活動の推進、小規模多機能支援拠点などにより、過疎地域内で住民が安全安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域のコミュニティの再生強化を図る。	奈半利町	
		重度心身障害児者医療費助成事業 医療費の助成により、経済的負担の軽減と適切な受診により、生活の安定と福祉の向上を図る。	奈半利町	
		外出支援サービス事業 タクシー等利用料助成により移動交通手段を確保し、社会参加促進、在宅福祉の向上を図る。	奈半利町	
		緊急通報体制等整備事業 高齢者世帯の緊急時における救急体制を確立し、日常生活の安全を確保する。	奈半利町	
	その他	放課後児童クラブ推進事業 少子化・過疎化に歯止めをかけるため、後継者対策及び若者の町内定住支援として、若者の交流機会を創出・支援し、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展 特別事業 その他	地域救急医療体制づくり事業 ・在宅当番医制負担金 ・病院群輪番制負担金	奈半利町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	小中学校 I C T 機器整備事業 急速に発展する I C T 等の先端技術 を有効活用し、学習機会の地域間格差 の解消や児童生徒一人一人の興味、関 心に応じた学びを実現するため、習熟 度に応じた個別学習や双方向型の授業 等の I C T 機器を積極的に活用した教 育手法の普及を図る。	奈半利町	
	生涯学習・スポーツ	社会教育振興事業 社会教育指導体制の整備、家庭教 育、少年教育、地域活動、青年教育、 女性教育、高齢者教育、人権教育の振 興のため、各団体等への支援を行い、 活力ある地域づくりを推進し、社会教 育の振興による過疎地域の活性化を図 る。	奈半利町 子ども会 スポーツ少年団 青年会 各種団体等	
	基金積立	学力向上事業 児童生徒の確かな学力を育むため に、各学校の取り組みを支援する学習 支援員を配置する。地域の将来を担う 人材を育成するため、基金に積み立て 取り崩して積極的な学力向上の取り組 みに充てる。	奈半利町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特 別事業 集落整備	集落活動センター支援事業 奈半利町総合戦略の目標を達成する ため、地域の賑わいと稼ぐ拠点、若者 の希望をかなえ住民の暮らしを支える 拠点として集落活動センターを支援、 活用する。	奈半利町	
		地域おこし協力隊活動支援事業 地域おこし協力隊による地域おこし や地域協力活動を支援し、地域への定 住・定着を図る。	奈半利町	
		集落維持活性化補助金 農業・農村体験学習等を通じ、農 業・農村に対する理解と関心を深め る。	奈半利町	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備（つづき）	集落整備（つづき）	鳥獣対策事業 過疎化が進み、有害鳥獣の被害が拡大しているため、有害鳥獣の捕獲や防護柵設置への助成等により、被害の軽減を図る。	奈半利町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化振興事業 町内や広域連携により、芸術文化の振興や文化財の保護継承活動をしている団体に活動費を助成し、地域文化の振興を図り、過疎地域の活性化を図る。	奈半利町 文化協会 町並み保存会等	